

全国各地のあいつぐ差別事件

—その紹介・分析と克服の方向—

友 永 健 三二

一、はじめに

「同和对策事業特別措置法」が三年延長され、早や二年が経過した。残り一年となった今日、早急に「法」の強化改正、「基本法」制定にとりくむことが必要となっている。

周知のように、現行法が三年延長された際、全会派が一致して「三項目の附帯決議」がつけられた。その中では、「法の有効期間中に、実態の把握に努め、速やかに法の総合的改正及びその運営の改善について検討すること」「同和对策事業を実施する地方公共団体の財政上の負担の軽減を図ること」「同和問題に関する差別事件の増発状況にかんがみ、国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実を図ること」と部落差別の実態をふまえた「法」の総合的改正の必要性が明確に指摘されている。

部落解放同盟中央本部としても、「法」の三年延長をふまえて、様々な角度から、今日の部落差別の実態を調査し、改めて深刻な部落差別の実態と「法」の強化改正、「基本法」制定の必要性を明らかにしてきたところである。

（「同和对策事業特別措置法」強化改正要求国民運動中央実行委員会編『部落差別の実態と「特別措置法」強化改正』を参照）

それによれば、最も進んだとされる環境改善でも六割程度であり、四割は残っている。さらに、生命・健康、生活水準や仕事保障、さらには教育の面で、今なお深刻な実態があることが明らかにされている。

さらに深刻な問題としては、近年、差別事件が増加し、悪質化してきているという重大な問題が浮きぼりにされてきている。

本稿においては、この増加と悪質化の傾向を示す差別事件の概要を紹介し、若干の分析と方向を以下指摘する。

なお、本稿においてふれている差別事件は、詳しくは、「同和对策事業特別措置法」強化改正要求国民運動中央実行委員会編『全国のあいつく差別事件』に掲載されているので、御参照いただければ幸いである。時期としては、「法」が三年延長された年以降の一九七八年、七九年、八〇年の三カ年に生じたか、発覚し、とりあげたものに限定した。

二、就職差別

人の一生にとって、最も主要な事柄の一つは、就職である。基本的人権の中でも「働く権利」は、最も基本となる権利である。

ところが、部落差別の現実をみると、今日なお、部落出身者であるが故に、不採用としている企業があとをたない。その雄弁な証拠が、「部落地名総鑑」差別事件である。この事件が一九七五年末に判明して以来、丸五年が経過した。

この間、部落解放同盟をはじめとした糾明の中で、今日、九種類の「地名総鑑」の存在が確認されている。その購入者は、実に二一九におよんでいる。この購入者の大半

は、企業であり、その中には日本でも有数の大手企業も数多く含まれている。

これらの企業の「地名総鑑」購入動機は、採用にあつての参考資料とし、部落出身者を排除する事を目的としていた。

現に、いくつかの企業は、はっきりと「地名総鑑」と照合して、部落出身者を不採用にしたことを明らかにしている。

例えば、安田信託銀行の場合①求人難であった時も、家庭環境だけは「最後の一线」として採用活動にあつた。

②部落出身者を排除するため、高校生の場合は本人が自費し学校が推せんしない。短大・大学生は、出身者は興信所で調査すればよいとの対策をとっていた。③会社の同僚から、東京などではやりたい放題でやれるが、埼玉は面接試験後、質問内容を学校でチェックされるので注意する必要がある」という実態があつた事を反省文で述べている。

これをみてわかるように、企業による就職差別は「地名総鑑」の利用にとどまるものではない。①指定校制度、②企業独自の社用紙、③テスト、面接、④企業独自あるいは興信所・探偵社を使った身元調査等、ありとあらゆる手口を使って就職差別がなされているのである。

とくに興信所・探偵社による調査は、いまだに広範に実

施されており、中には、総合警備保障のように部落出身者であるかどうかの欄を明確に報告書に印刷していたところまである実態が暴露されてきている。

また、企業の担当者が直接、身元調査を行い部落出身者を不採用にしている例が後をたない。

四国機器株式会社は「同和地区出身であることが判明したので不採用にしました」、福岡県社会保険医療協会は、採用内定・勤務配置まで決めながら「S君の出身高校にいった目的は、S君が部落出身であるかどうかの確認のための身元調査であつた。不採用の理由は、S君が部落出身であつたため」とはっきり、認めたのである。

こうした深刻な就職差別の実態を直視する時、就職差別の明確な禁止と、部落出身者の積極的な雇用促進政策の樹立が迫られている。また、それらを可能とする「法的」うらづけがなされなければならない。

三、結婚差別

人の一生にとって、就職とともに、大切なものは結婚である。ところが、この結婚においても深刻な実態がつづいている。

徳島県の部落出身の浅野佳代さんが「貴方に私はいままで嘘をついてきました。実は私は部落の人間です。……」中

略)でもこれ以上、私がいるといつまでたつても貴方は幸福になれません。どうかこのつき女性を愛する時は健康で家柄の良いお母さんに気に入ってもらえる人をお嫁さんにして下さい。お幸福に。」という遺書を残して自殺してから一〇年が経過したが、事態は変わっていない。

いずれも本人としては、相思相愛で結ばれていっているにもかかわらず、部落出身者とわかると、親、兄弟、親せきが反対し、ついに本人までくずれてしまった場合が少なくない。かろうじて二人が結婚しても、親、兄弟や、親せきつきあいをたつて、結ばれている。

とくに許しがたい悪質な事件は、鳥取県の東郷町職員、鳥取県庁職員によるものである。二件とも相手は、公務員であり、自分がつきあっている相手をはじめから部落出身者であることを知りながら、結婚の一手手前までいって、手のひらをかえたように態度を変え、部落出身者をもてあそび、苦悩のどん底へつきおとしている。

結婚差別との関係で、考えなければならないのは、当事者が直接相手の身元を調べたり、興信所や探偵社に調査依頼をいまだに広範に実施している点である。

この点、「部落地名総鑑」の作成者の坪田義嗣は「結婚調査の九九%といってまちがいありませんが、相手が部落出身者でないかどうかということでありました」と語って

いたことが、改めて想い起される。

こうした点をみると、就職や結婚に際し、悪質な役割をなし、「差別を営利の手段としている」興信所・探偵社に対する規制が不可欠である。

また、結婚における風習や制度の民主化、それに関する教育、宣伝活動を強めるとともに、市民運動づくりが不可欠である。

四、学校で続発する差別事件

社会に差別意識が根強く存在しているにもかかわらず、学校で正しく部落問題が教育されれば——と思っている人は多い。

しかし、現実はその学校でも差別事件は続出しているのが現状である。

まず、小学校に入る前の幼稚園でも差別事件が生起している。千葉県で「部落の子と一緒にすると、うちの子も悪くなる」「部落の子を入れるな」といった事件が生起している(一九七八年五月)。

次いで小学校でも数多くの差別事件が生じている。大阪の生江小学校では、昨年三回にわたって「ぶらくみんしね」「きべつつくれ」といった落書きが書かれている。

中学校でも実態は同様だ。奈良県の香芝中の或る教師は、進学指導にあたって「高田商高は付近に部落があるか

相次いでいる。大阪でも、市大、阪大、桃大、近大等でこれまた悪質な落書きが相次いでいる。

これらの落書きは、極めて悪質で「部落民をまっ殺せよ」といったファッショ的なものが多く、中には右翼的な組織名を名のるものも出てきている。

この他、京都でも同志社大のアンケート差別回答事件や精華短大生による差別事件が生じている。

さらに大学の講義においても早稲田や都立大等において差別講義がおこなわれている。

こうして見ると、たのみとする学校教育においても、かなりの数に及ぶ差別事件が生じていることがわかる。

大人は別として小さな子供や若い人は、差別意識はないだろうというのは、全くあやまりであることがわかる。彼らも、正しく系統的に、部落問題をはじめ真に民主的な教育をしない限り、おもしろ半分は差別してみたり、周りの大人から、部落に関してまちがった考え方をおしえられることがわかる。

さらに深刻な問題は、最近、差別の内容がファッショ化している点である。教員自身が差別事件をひきおこしている例も少なくない。以上のことをみると、教員自身のとりくみ、教員をおくり出す大学教育の充実、幼、小、中、高における系統的・本格的な部落問題の教育の確立が必要で

らガラが悪くなる」と差別指導を行っている(一九七八年二月)。大阪市立平野中学では「ドコカイケ ブラクミン」「エッタ死ね」の落書きが書かれている(一九七九年一月)。長野県上水内郡豊野中学校では「うるせえ元部落民め」とか「エ」「タ」と交互に生徒が発言するという事件が生じている(一九七九年一月)。

高等学校では差別事件は充満している。中には「こんな差別意識が充満している高校は怖い、部落民宣言などできかない」というほどの状態もある。福岡県城南高校では「エタヒニン」という名のバンド名がつけられたコンサート券が売りあるかっている(一九八〇年三月)。高知県の追手前高校では「エッタのくせにえらそうすなッ」と落書きが書かれていた(一九八〇年九月)。奈良県の帝塚山高校では、一生徒が「あんたはチョンコと部落のハーフやろ」と発言(一九七九年一月)。大阪府茨木西高校では、一九八〇年に入って三回も差別発言が生徒によってなされている。東京の荒川工業高校では「部落民、障害者、被爆者追放」といった落書きがなされている。長野県佐久高校の教師は、自分の教え子に「あれはコレだ」と四本指を出すという悪質な差別事件が生起している(一九八〇年二月)。

大学でも、悪質な事件が続発している。東京では、法政、早稲田、都立大、東大、東京水産大等で差別落書きが

ある。

五、地域社会でも多い差別事件

今日なおも部落出身者には、居住移転の自由は不完全にしか保障されていない。

岡山県美作町巨勢地区では、部落出身者が地区外に工場を建てたところ「この地区から出ていってくれ」「工場だけだろうな、住みつくなといえ」という差別事件が生じている(一九七八四月)。

和歌山県田辺市でも、部落が狭いので近くの一般地域に家をたてようとする「自家のまわりに同和地区の人が来られては困る。土地の値打ちがさがる。自分が同和地区の人だと思われる」等の差別発言がささやかれ問題になった(一九八〇年五月)。

東京の今戸では、隣りに部落出身者がビルを建てたのに腹をたて、「部落民、カーボ出てこい」「犬畜生にも劣るお前らに口をきいてやるだけでもありがたく思え」「新平民は基本的人権の中に入っていない」と悪質な差別いやがらせが生じている(一九七九年八月)。

長野県北佐久郡浅科村では、二年間に四回も差別事件が生じ、その中には「チョリッポの住む土地は一坪もない。早く出ていけ」と書いた文書がAさんの家の玄関先に張ら

れるという、実に悪質ないやがらせ事件が発生している（一九七八年三月）。

さらに近隣の交際や日常生活の会話の中でも差別会話がひんぱんに交わされている。

大分県野津原町では「あすこの住民はがらが悪いからつきあわないほうがよい」と町内の人が二〇〜三〇人も発言していたことが判明（一九八〇年七月）。

兵庫県三田では、「お前あの人と心やすく話しとるが、あの女はこれやで」と指を四本出すという事件も生じている（一九七八年八月）。

広島県鞆町でも「お前四つか」「四つに四つというて何が悪い」といった事件が生じている（一九七九年一月）。長野県更埴市では、夫が妻に（部落出身者ではない）「部落民めノチョリッポーめノ」と事あるたびにいいふらすので、ついに離婚するという事件まで生じている。

タクシーの乗務員による差別事件も多い。高知県ではさくらタクシーの乗務員が「あの人ら人間が汚ないんじや」と差別発言（一九八〇年一月）。京都の岡崎タクシーは「エタのアパートや、こわいで」と発言（一九八〇年二月五日）。埼玉県の白岡タクシーは「あそこは人種がちがう、気をつけたほうがよい。新平民がいる」と発言。こうしてみると「部落分散論」の誤りは明らかであり、

部落をとりまく地域社会では差別がうずまいていことがわかる。またこれらの事件を分析すると、地域教育、社会教育が極めて重要であることがわかる。また、タクシーの乗務員に対する部落問題の教育が極めて重要であることも一つの結論として出てくる。

六、職場における差別事件

地域社会だけでなく、職場においても差別事件はあとをたたない。

奈良県の大宇陀電気では、一管理職によって「あの連中はヨツだ。部落の者だ。同和の者や。お前わかるか、あの連中は何をするかわからんのか、仕事ができても頼りにしていたらひどい目にあうんだ」という差別発言がなされている（一九七九年一月）。

東京都葛飾区の一職場でも昨年三月「神戸や明石はエタ、非人や三国人が多くてガラが悪い」といった差別発言事件が生じている。大阪市水道局においても、昨年三回も部落書き事件があり、「部落民は水道局を去れノ部落民は大阪を去れノ部落民は日本を去れノ善良なる市民は今こそ戦えノ」といった部落書きが書かれている。又、群馬県の東武赤城駅の掃除をしている職場で、会社側の分裂支配によって悪質な差別事件が生じている。

郵便局においても、全国的に差別事件が多発している。大阪の中央郵便局や住之江局、三重県の四日市局、千葉県の市川局、福岡県の小倉郵便局等で、差別落書きや差別発言が多発している。

こうしてみると、就職差別を禁止し、積極的な雇用促進策を樹立することにとどまらず、部落出身者が安心して働くことのできる職場づくがなされなければならない。

この点では「部落地名総鑑」発覚以来、設置が指導されてきている企業内同和問題研修推進員制度の拡充が、関係労働組合と連携する中で強力におしすすめられなければならない。

全国的な現状では、未設置の企業も多く、設置されていても形だけのところが多い。

七、行政による差別事件

周知のように、一九六五年に出された「同対審」答申ならびに一九六九年に制定された「同和对策事業特別措置法」では、部落問題の解決の責任は行政にあると定められている。

これを踏まえるなら、他はさておき、行政関係者は誰よりも積極的に部落問題の解決に取り組まなければならない立場にある。

しかるに、その行政の中にすら、今日なお、差別事件があとを断たないのである。

厚生省の元水道整備課長大橋氏が「昭和三三年頃の厚生省の中で水道課は特殊部落的存在であった……」と三カ所にわたって差別文章を掲載したのは一九七九年の一月であった。

東京都西新井署の一警察官は、「だからエッタは始末におえない」という、許すことのできない差別発言を行なっている（一九七八年五月）。

神奈川県湯河町の福祉職員は、昨年一月、「部落ってあれ、新平民とか、シンチョっていわれてる人のこと。」といった差別発言をおこなっている。

岡山県にある日本原自衛隊員は、「M町のエッタらが……」と許すことのできない差別発言をおこなっている（一九八〇年六月）。

島根県大田市市長は、昨年、体育協会に対する予算査定の中で、「エタ、ハッチャにやるようなもの」といった悪質な極まる差別発言を行なっている。

香川県の多度津町長も、昨年六月、「幸い当町には特殊部落というところはありません。そういった地域を消すことが大切」といった差別発言をおこなっている。

福岡県のM派出所の一警官は、「今のは部落のものだから

ら、よく顔を覚えておくように」「貧しくて自転車や車を
買う経済力がないから、もし乗っているところを見たら、
盗難車かもわからないから、すぐ捕えよ」と落別発言をお
こなっている(一九七九年五月)。

こうして見ると、先頭に立って部落問題の解決にとりく
まねばならない行政の責任者が差別意識をもったままでい
ることが明らかであり、民間企業や社会に対して働きかけ
る前に、まず自らの足元から系統的な研修を始めることが
必要であろう。

また、国家公務員や地方公務員になる人には、部落問題
の学習を必ず必須のものとすると共に、テストにもそれを
盛り込み、部落差別の実態から学ぶことが必要である。

この他、警察官による差別事件を分析すると、狭山差別
事件を生み出した、部落を犯罪視する体質が、今日もなお
根深く存在していることがわかる。

八、宗教界における差別事件

いうまでもなく、宗教の基本の一つは、しいたげられた
ものの立場に立ち、すべての人間の持つ価値に全幅の信
頼をよせ、神や仏の前において、全て等しきものとしてと
らえて、対処していくところにある。

それ故に、世界の宗教者の動向をみると、平和や人権問

題に活発に取り組んでいる宗教者も少なくない。

しかるに、日本の宗教者の実態をみると、ごく一部の人
々を除いて、部落問題に無関心であるし、それどころか宗
教者自身が部落差別事件をひきおこしていることも少なく
ない。

その最も典型的な事件が、一昨年秋、アメリカのプリン
ストンでおこなわれた「宗教者平和会議」の席上における
曹洞宗・町田宗夫宗務総長(当時)発言である。周知のよ
うに、この事件は、インドとカナダの代表から、宗教者と
して、日本の部落問題もとりあげていこうと提案されたこ
とに端を発した。ところが、日本の宗教界の代表格として
参加していた町田宗務総長は、三回にわたって発言し、せ
っかくの提案を封じてしまい、誤った部落問題に関する認
識を世界にばらまいた事件である。その発言の趣旨は、
「私は日本人だから、よく知っていますが、一〇〇年前は
別として、今では部落問題はもうありません。ただ一部で
さわいでいる人がいるだけです。日本の名誉のために削除
してもらいたい」という、許すことのできないものであっ
た。彼が本当の宗教者であったならば、諸外国からの提案
をまつまでもなく、みずからが、日本の部落問題の解決へ
の協力を訴えるべきであった。

ていた多くの日本の宗教界の代表から、ほとんど抗議らし
い抗議がなされず、中には、拍手まで送った代表があった
という事実である。

また、長野・群馬地方では、多くの墓の戒名に「栴陀羅
(せんだら)男」「革女」といた蔑称をつけられ、死後に
おいても差別の烙印をおされている。

こうした事件を踏まえるならば、この際、宗教界におい
ても、部落問題に対する積極的な取り組みがなされる必要
がある。

九、出版・マスコミで続発する差別事件

現代は、マスコミの時代ともいわれている。世論形成に
おける出版・マスコミの影響は極めて大きい。従って、出
版・マスコミが部落問題を正しい観点からとりあげ、本格
的にキャンペーンをくりひろげるならば、部落問題の解決
に果たす役割は、はかりしれないものがある。

しかし、葉は同時に毒でもある。使い方を誤ると、こ
れもまた逆に、はかりしれない害毒を及ぼすものである。

その点でいうと、積極的に部落問題を解決する方向で、
部落問題をとりあげている出版・マスコミもふえてきてい
るが、差別的な内容の出版・マスコミも少なくない。

最も多い例は、「悪の代名詞」として、被差別部落に対

する差別用語である「特殊部落」という用語が使用されて
いる例である。

「中日スポーツ」(一九七八年二月)、「毎日新聞」(一九
七九年一月)、「日経新聞」(一九七九年二月)、雑誌「酒」
(一九七八年七月号)、「マスコミ評論」(一九七九年一月
号)、「大道無門」(一九七九年・講談社刊)、「トインビー」
、「中国報道の偏向をつく」、「忘れられている安全保障」(時
事通信刊)、月刊「官界」(財団法人能率協会発行「マネー
メント」(一九七九年二月)、光人社「海軍よもやま物語」
日本放送協会「わたしの自叙伝③」等々、数えあげればき
りがない状態である。

次いで、部落問題にふれた辞典類でも正しく部落問題か
ら解説されていないものが多い。桜楓社発刊の『栃木県方
言辞典』や東京堂出版の『民族学辞典』等がそれである。

この他、文部省の後援も受け、モノコで開かれた第二回
世界アマチュア演劇フェスティバルに日本代表で参加し
た、新潟県柏崎演劇会による「ABO」という演劇は極め
て差別的なものである。

時々の事件で大きく世論をにぎわせた事件について、週
刊誌等が極めて興味本位的にその事件を「部落問題」と結
びつける例は少なくない。

作家川端康成氏が自殺した時もそうであったし、巨人軍

の前監督長島茂雄氏に関する「噂の真相」（一九七九年一月）の記事、さらには最近の例では、愛知県の女子大生誘拐殺人事件の「被疑者」に関する「週刊実話」（一九八一年一月）の記事等がそれである。

以上紹介した事件を見ると出版・マスコミ界において、自発的に部落問題に関する学習と方針の確立がなされる必要が痛感される。

ちなみに一九七九年にユネスコで採択されたマスメディア宣言では、マスメディアの任務として、差別されている人々の立場に積極的にたつことをよびかけている。

この他、部落問題が次第に世界的に紹介されてきているがそれとの関連で、極めて差別的に諸外国で部落問題が紹介されているという問題も、E・O・ライシャワー教授の『ザ・ジャパニーズ』やジュームズ・ミッチャー氏による『ハワイ』等の中で生じてきている。

こうした点を見ると曹洞宗町田発言との関係も含めて、正しく世界に日本の部落問題を訴える必要がある。その点で外務省も部落問題と大いに関連がある。

外務省の公報、宣伝活動を通して、積極的に正しく部落問題の紹介がなされる必要がある。

一〇、ファッション的な落書投書の増加

は次のようなものである。

「部落民族、被差別民族、特殊民族、四ツ社会からマツ殺せよ、これは至上命令である。また本学において該当するものは、ただちに退学せよ」

この種の落書きがいくつかの大学でつづいていたのである。

また一九七九年二月には、社団法人部落解放研究所に次のような悪質な投書が送られている。

「おまえたちは悪魔の集まりである。社会のうじ虫であるおまえたちに子孫を残す権利はない。悪魔は永久に地上から消し去らねばならないからである。部落民専用の強制収容所が必要だ。」

さらに注意しなければならないことは、この種の落書きや投書が大阪だけで生じているのではなく、東京、長野、京都、福岡等全国的に見い出されていることである。

例えば東京の一例をあげると昨年二月に東京大学で、次のような落書きが発見されている。

「エタ死ね、部落センメツ、生きる餌チなし、石川に死刑を、部落研センメツ、テイノウ児」

さらに法政大学でも、一九七九年七月に「差別がなぜ悪い、オレはキライなのはキライなのだ。みにくいものはみにくいのだ。ツンポはツンポ、エタはエタ、ヒニンはヒ

差別事件の紹介の最後に、最近増加してきているファッション的な落書や投書の増加についてふれることとする。

昨年八月一〇日、「同対審」答申が出されて丁度一五周年にあたる前日、大阪市内の生江解放会館の前であったタテ看板に大学ノートにして七枚にも及ぶ「差別挑戦状」がおしピンで止められていた。

その内容は「生江三丁目には、エタ、ヒニンのすみかだ！ 近づくと殺されるぞ！ 奴らは大阪のウジ虫である。ただちに強制収容所へ送り、毒ガス室に入れる！ 善良なる市民バンザイ！ エタ、ヒニンに大阪市民はさく取されている！ ああウジ虫的存在の生物に！」といった内容のものであり、極めて悪質なものである。

次いで昨年二月二日に、同じ大阪市内の淡路中学の体育館の壁面に、実に七〇メートルにも及ぶ差別落書きが、スプレーで書かれるという事件が発生した。

その内容は「部落民は国民の敵だ！ 石川死ね、石川死ね、石川は死刑、日ノ出の住民を消せ……」といった、同様に悪質なものであった。しかしこの様な事件は、今回が初めてではない。

すでに数年前から大阪市立大学や桃山学院大学、近畿大学等において生じていたものである。

例えば一九七八年二月に近畿大学で発見された落書き

ニン、チョンはチョンなのだ」という悪質な差別落書きが書かれている。

こうした一連のファッション的な落書きや投書を見ると、次のような特色を指摘することができる。一つは大学や職場で見られる落書きが、地域でも見られるようになってきているし、中には被差別部落の中にまで見られるようになってきていることである。

二つめは、従来はトイレ等人目につかないところに、こっそり書かれていたものであったが、最近、その傾向は、公然と、スプレーや大学ノートに書いて張り出されてきているということである。

第三番目には、「ねたみ差別」の意識をっており、公然と部落解放運動に敵対をよびかけるものがふえてきているのが特色である。

第四番目の特色は、その内容が従来は、差別用語を書いているだけであったが、最近のものは「武器をもってたちあがれ」とか「強制収容所にとじこめて毒ガスで殺せ」といったファッション的な行動をよびかけるものとなっているのである。

第五の特色は、従来は個人的な作業でおこなわれていたが、最近のものは、組織的な動きが濃厚になっており、中には、落書きや投書の末尾に一定の組織名が書かれているも

のが多くなっている点である。

第六の特色は、部落差別だけでなく障害者や女性、在日朝鮮人、被爆者に対する差別煽動も合わせてなされてきているという点である。

こうした特色を見る時、われわれは、極めて危険なものを見ぬかざるをえない。あの六〇〇万人ものユダヤ人を虐殺したナチス・ヒットラーの暴挙も、最初は、落書きから始まったことを忘れてはならない。

この点をふまえるならば、早急に、かかる落書きに対しては、社会全体が毅然とした態度と意志表示、さらには広範な人々の決起を促すことが必要である。

十一、若干の結論

以上、実に多種多様な部落差別事件の現状を紹介し、いくつかの課題を列挙したが、ここで全体を通した若干の結論を指摘したい。

差別事件の分析を通じて指摘される点は、部落に対する差別観念は社会意識として存在しているということである。この社会意識として存在しているという意味は様々な意味をもっている。

一つは差別観念というものは現象的には差別事件をひきおこした個人の差別観念にその原因があるかのようにあら

われるが、それをさらに掘り下げて分析してみると、必ず

そこに、差別した個人をとりまく家庭、地域社会、学校、職場、マスコミの影響がみいだされるのである。人間は生まれながらにして差別観念をもって、生まれてくる人は誰もいない。差別観念は後天的にその人の周囲の人々によって日常生活の中でそれとなしに教えられていくのである。

この点が明らかになると差別事件に対するとりくみもおのずから明らかになる。

即ち差別事件に対しては単に差別事件をひきおこした個人に対してその誤りを正すだけでなく、その個人をとりまく関係者にも、その事件を訴えて反省と、とりくみを求めていくことが必要となってくる。

部落差別の観念は社会意識として存在している、という点から導き出される第二の問題としては、その時代の支配的なものの考え方に大きく左右されるという点である。周知のように現在の最も強力な支配的思想は、エゴイズム(自分さえよければよいという考え方)であり、最近のよううに反動化した時代においては、それは集団(企業や民族)のエゴイズムとして存在している。これが最も極端にあらわれたものがファシズムであるが、今日、その危険性は増大してきている。実は、最近増加している悪質なファシヨ的な差別事件は、こうした現代の支配的思想の動

向と深くかかわっているのである。

このことから導き出される第二の教訓は、真に民主的な思想——万人平等、一人は万人の為に、万人は一人の為に——という思想を、これに對置し、強力な働きかけをしていく必要があるという点である。

さらに差別観念が社会意識として存在している点から導き出される第三の点は差別観念が社会存在を反映しているという点である。差別事例を分析していくと、そこには多分に現実が存在している被差別部落の現実的、一面的な反映がみいだされるのである。差別観念は、単に過去から形成された偏見が語りつがれたことによっただけで生じているものではない。現実の被差別部落の劣悪な実態が、あたかもそれが被差別部落、あるいは被差別部落民自体に責任ある事柄として多くの人々とはとらえ、差別観念を持ち強めてゆくのである。

だとするならば差別観念を克服するには系統的な教育と宣伝を実施するだけでなく、その差別意識を生みだし強めている被差別部落の実態を抜本的に改善していく必要がある。

ところで、被差別部落の劣悪な実態は、被差別部落あるいは、部落民自体の責任にあるのではなく、永年にわたる、差別をつくり出し差別を利用してきた政治にその原因

がある。まさに、「答申」「特別措置法」が指摘しているように国および自治体の責任なのである。

ここから部落差別を撤廃するための環境改善・生活向上・仕事保障、教育の機会均等の諸施策が行政によって積極的になされなければならないという結論が出てくる。

社会意識としての差別観念は社会的存在を反映しているという命題は、また次のことも含んでいる。

この命題の中でいわれている社会的存在とは、一つは先に見た劣悪な部落差別の実態であるが、これに限定されるものでない。

さらに、広い社会的存在も考えられなければならない。つまり、部落差別を存続させそれを利用してきている社会のしくみがそれである。部落差別は、これまでの歴史の中で、一貫して分裂支配のために利用されてきた。部落に対する差別観念は、こうした分裂支配を利用する社会のしくみから生みだされているものでもある。

このことから導き出される結論は、差別観念を克服するためには、全ての人々の生活と権利を保障するような徹底した民主的で豊かな社会がつくりあげられなければならないという点である。

十二、差別観念克服の方向

以上のような差別観念の分析を踏まえて、これを克服するために必要な方向は以下の諸点である。

まず、これだけ多数の事件が生じているにもかかわらず、行政をも含めて充分なとりくみを期待しえない現状においては、部落解放運動自体による糾弾闘争が必要である。

いうまでもなく、糾弾闘争の目的は、差別者に対する抗議と共に、教育でもある。また糾弾は、差別者個人をとりまいてはいる関係者に対する抗議と教育であり、関係行政に対する追求である。更に糾弾は、部落大衆の教育の場でもある。糾弾を通して、差別を見抜き、差別を許さない体制をつくりあげていくことが前進する。

しかし、糾弾のみによって差別観念は克服されるものではない。差別事件待ちであっては、いつまでたっても差別意識はなくなるらない。

差別意識が社会観念として存在していることが明らかにされた以上、日常不断にいたるところで、系統的に、部落問題の解決のために、更には、人権問題の解決に対する教育、啓発がなされなければならない。

そのためには、学園で、地域で、職場で、家庭でそれらの教育がなされる必要がある。

また、宗教界や、マスコミ、出版界においても、積極的

な取組みがなされる必要がある。

「特別措置法」の強化改正にあたっては、この点の教育、啓発活動の積極的な推進が盛り込まなければならない。ちなみに、現行法では、この点が全く欠落しており、従って、国の予算的うらつけ一つをみても、一九八〇年度で「同和予算」の中で占める啓発予算は、わずか二億三〇〇〇万円、国民一人あたり二円にすぎず、比率も〇・〇九八%にすぎない。

次いで、第三の方向は、差別観念を生みだし、強めている被差別部落の実態を抜本的に改善することである。

その際大切なことは、単に環境改善だけでなく、生活水準の向上、就職や教育の機会均等をも含めた、部落差別の改善が盛り込まなければならない。この点も、「現行法」の中では、全く不十分なところであり、「強化改正案」の中に盛り込まなければならない。

第四の方向としては、最近多発している悪質な差別事件にいかに対処していくかという問題がある。その中の一つに「差別を商う」興信所や探偵社に対しては、単なる啓発では全く不十分であって、「プライバシー保護法」の制定等の中で、何らかの「法的規制」が考えられなければならない。

又、差別体質にどっぷりとつかっている企業に対して

も、単に啓発だけでなく、就職差別を禁止したILO一一一号条約を批准する中で、「法的規制」が考えられる必要がある。

さらに、「部落民を皆殺しにせよ」といった公然と殺害をよびかける組織的な動向に対しても、単なる説得では不十分であり、日本が批准した国際人権規約の中の「自由権規約」の二〇条「戦争と差別煽動を法的に禁止する」という条項の国内における具体化を、「特別措置法」強化改正と結びつける必要がある。

第五の方向としては、真に民主的で豊かな社会を建設することである。最近の相次ぐ悪質な差別事件の背後には、急速に反動化し、福祉を削減している政治と社会の動向がある。こうした動向の下では、部落差別はなくなるどころか、逆に強まっていくのである。

従って、こうした動向をはねかえしていく必要がある。

おわりに

以上、二、三年間の差別事件の実態、及びその分析、若干の結論と克服の方向についてふれてきた。

おわりにあたって強調したい点は、極めて不十分なものであれ、「現行法」がある下においても、以上紹介してきたような差別事件が生じし、しかもそれが増加と悪質化し

てきているのである。だとするならば、このような状態で、法律がうちきられるならば、これ以上の深刻な実態の到来——ファシズムの到来が心配されるのである。

その意味で、差別事件を中心に、差別の実態をふまえた結論からは、「法」はうちきられてはならず、延長されなければならないし、いくつかの分野において抜本的に強化・改正されなければならないという点である。

今日の部落差別の実態、「現行法」が三年延長された際の三項目附帯決議、さらには一昨年日本が批准した「国際人権規約」をふまえて、早急に「特別措置法」の強化改正、「基本法」の制定が実現されなければならない。

これが日本の民主主義と平和を守り発展させる重大な試金石となっているのである。まさしく「嵐は強い木を育てる」という言葉があるように、差別意識が強まり悪質な差別事件が増発してきている事態は、同時にこれに対する抵抗の思想と運動も鍛えられるのである。今回の「特別措置法」強化改正、「基本法制定」の闘いのうずを部落内外で大きくまきおこすことによって、真に民主的で、平和な社会をつくりあげていこう。

資料
 法務省集約の差別事件件数と同和地区を有する市町村での特設人権相談所の相談取扱件数

① 法務省集約の差別事件数とその問題点
 (1) 法務省が取扱った差別事象について、法務省は以下のように発表している。

- 72年—41件 ○75年—99件
- 73年—38件 ○76年—226件
- 74年—35件 ○79年—407件

これをもてわかるように、法務省が取扱った差別事象ですら増加している。

(2) 法務省と運動体(解同)の取扱った差別事件数の比較は、下記の表の通り。

三つの県の法務局、運動体(解同)の差別事件把握数の比較であるが、結局のところ、法務局の把握数は非常に低い。

(3) 都府県及び市町村が取扱った差別事象と法務局が取扱った差別事象数の比較

	馬 群		和 歌 山		福 岡	
	法務局	県連	法務局	県連	法務局	県連
73年	0	12	0	55	10	23
74年	2	10	1	45	4	17
75年	0	28	1	24	3	17
76年	3	16	1	45	7	24
79年	6	23	10	38	10	31
計	11	89	13	207	34	112

(注) 77・78年は未調査

(イ) 都府県及び市町村と法務局の差別事件把握件数の格差は非常に大きい。
 (ロ) 法務省集約において教育・労働(職場)、国鉄、郵政関係の差別事件が除かれているので、現実の事件数はもっと多い。

1979年度の差別事件

	法務局が取扱った差別事件	都府県及び市町村が取扱った差別事象
東京	71	17
横浜	0	4
千葉	4	10
水戸	2	3
宇都宮	0	2
前橋	4	28
静岡	6	13
甲府	2	0
長野	0	0
新潟	9	75
大京	3	1
神奈	142	77
奈大	24	12
和歌	23	87
山名	7	18
古屋	5	52
津	10	16
岐阜	9	3
山	7	9
鹿	2	0
神	2	38
奈	3	0
大	3	0
阪	0	481
都	17	32
府	4	42
県	7	9
及	3	8
び	5	4
市	8	16
町	10	40
村	8	82
が	9	115
取	9	1
扱	9	0
つ	2	8
た	2	15
差	2	0
別	2	18
事	407	1,336
象		

(法務省発表)

(4) 差別事件増加の背景

① 部落解放運動があらゆる分野で前進する中で、部落解放運動への連帯者も多くなり、これまで差別として見抜けなかった事件や、差別事件でも隠れられてきたことが、指摘・摘発されてきた。また、行政自体も差別事件を隠すのではなく、これまで以上に主体的に運動体と共に取り組み出してきた。

他方、部落解放運動の前進に対し、それをねたみ、敵対する人も表面化させてきた。そのほとんどが落書き、投書といった形で発覚している。これらは主に以前のような部落問題そのものの無理解に基づく事件でなく、「答申」「特別措置法」制定後の同和対策事業の進展に基づく環境・生活諸対策などに対する「ねたみ意識」としてであり、それが現在の政治反動

化の中で、表面化させているのである。そこには一部政党的差別キャンペーンが大きく作用している。以上の点が根本的に差別事件を多くしている。

② こうした事件数の増加の現実に対し、きっちりとした法務局が把握できなかった。つまり、事件としてくみとれなかった(否・くみとらなかつた)法務局の差別事件放置体質にも大きな責任がある。

積極的な事件把握にためなかつた法務局が、我々の追及の中で、しぶしぶ地方自治体の把握する差別事件の調査にのりだした。この結果、把握された事件数はかなり増加したものの、差別に直面している地元運動団体の把握とは、まだまだかけ離れている。

② 同和地区を有する市町村において開設した特設人権相談所の開設状況と相談取扱件数

回数等 年度	開設回数	取扱件数
1972	4,771	31,608
1973	5,669	35,304
1974	6,510	41,515
1975	8,045	50,323
1976	8,526	48,465
1977	9,977	56,822
1978	10,013	55,480
1979	10,453	60,172

(日弁連『人権通信』第88号より)

態がある。もちろんこの相談内容の全てが部落差別に
関係しているわけではないが、その中で大きな比重を
占めているものと推測され、この数字の推移によっ
ても、差別事件の増加の傾向がうかがわれるのである。

① 差別事件の実態は、以上紹介した関係行政機関や運動団体の調査による事件数によってその一端がわかるが、右表に紹介した表によっても推測することができる。

② この表は「同和地区」を有する市町村において開設した特設人権相談所の開設状況と相談取扱件数であるが、一九七九年の件数は一九七二年と比較すると、開設回数の増加の影響もあるが、ほぼ倍増している実